

2018年3月23日

シンガポール金融管理局による市中協議文書
「店頭デリバティブ契約に係る取引規制案」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、シンガポール金融管理局（MAS）が本年2月21日に公表した市中協議文書「店頭デリバティブ契約に係る取引規制案」に対して、コメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件については、2015年に公表された清算集中規制案および欧米の現行規制等の整合性を踏まえ、G20/FSBによる店頭デリバティブ改革に沿って、一定の取引における電子取引基盤の利用等について提案がなされていることを歓迎したい。

一方、他法域ではすでに同様の規制が開始されていることもあり、グローバルに活動する金融機関における負担等を軽減するため、以下のとおり対応を求めたい。

また、円滑に規制に対応するため、本件の最終化は可能な限り早期に行っていただくとともに、施行時期については金融機関の準備状況を踏まえ、一定の猶予期間を設けるなど、柔軟な対応をお願いしたい。

1. Question 2:

MAS seeks views on the proposal to impose trading obligations on banks that exceed a threshold of S\$20 billion gross notional outstanding of OTC derivatives contracts booked in Singapore for each of the last four quarters.

（コメント）

透明性の確保および実務負担の軽減のため、MAS等の当局において閾値を超えて規制対象となる金融機関を定期的に公表することで、規制対象者を明確にしていきたい。

また、清算集中規制と共通で設定する閾値の基準である”OTC derivatives contracts”の定義や根拠について、明確化していきたい。

（理由）

一般的に、実務上、取引先の金融機関がシンガポール在籍の場合であっても、当該金融機関の最終的なブックロケーションを、把握することは難しい。また、閾値判定の結果についても、当事者となる金融機関以外の第三者には把握できない可能性がある。加えて、取引先金融機関の取引想定元本に変動が生じた場合に、規制対象だった金融機関が閾値以下となり規制対象外となるケースも想定され混乱をきたしかねない。

したがって、当協会が2015年7月に提出した清算集中規制案のコメントにおいても、規

制対象者の公表を求めた¹ように、オーストラリア²、香港³等の他国と同様に、MAS などの当局が規制対象者を公表するようにはしていただきたい。これによって、本規制の透明性は一層高まり、取引相手の確認等における実務負担は大きく軽減され、規制導入の目的がより容易に達成されるものと考ええる。

また、閾値における”OTC derivatives contracts”の定義について、結果として対象者は「清算集中規制案と共通」となるとの説明はあるものの、そもそも当該市中協議においても閾値計算のための対象取引の範囲や閾値の根拠が必ずしも明確化されてはいないと認識しているため、本件最終化に当たって明確化していただきたい。

2. Question 7:

MAS seeks feedback on the trading facilities which market participants may access, or intend to access, for the trading of USD, EUR and GBP IRS.

(コメント)

米国や欧州等の第三国の電子取引基盤に対し、同等性評価を与えていただきたい。

(理由)

電子取引基盤等利用義務については、すでに欧米を中心として規制が導入されており、グローバルに活動する金融機関は、米国規制上の SEF (Swap execution Facility) や欧州規制上の MTF (Multilateral Trading Facility) 等のグローバルスタンダードなプラットフォームに対応するため、システム対応や事務整備等を完了している。

したがって、こうした金融機関の負担を極力軽減する観点から、契約関係 (Rule Book 等) を含め、既存の対応がそのまま利用できるよう、欧米同様、MAS は、他国の電子取引基盤に対し、同等性評価を与えていただきたい。これにより、グローバルに規制のハーモナイゼーションがなされ、より効率的に政策目的が達成されることが考えられる。

3. Question 10:

MAS seeks views on the proposal to subject IRS denominated in EUR and GBP, with the contract specifications set out in Table 2, to clearing obligations.

(コメント)

今回の提案における EUR および GBP 建て金利スワップを清算集中の対象とすることに違和感はない。ただし、SGD 建て金利スワップの清算集中についても、同様に最長年限をグローバルベースで利用されている中央清算機関が取扱い可能な年限 (例えば LCH の 10 年)

¹ <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion270741.pdf>

² <http://asic.gov.au/regulatory-resources/markets/otc-derivatives-reform/central-clearing-of-otc-derivatives/clearing-entity-notifications/>

³ [http://www.sfc.hk/web/EN/files/SOM/OTC/List%20of%20Institutions%20that%20have%20Reached%20the%20Clearing%20Threshold%20SFC%20to%20HKMA%20Final%20\(EN\)%20-%204.pdf](http://www.sfc.hk/web/EN/files/SOM/OTC/List%20of%20Institutions%20that%20have%20Reached%20the%20Clearing%20Threshold%20SFC%20to%20HKMA%20Final%20(EN)%20-%204.pdf)

を超えないようにしていただきたい。

(理由)

欧米における規制状況を踏まえた今回の提案に異論はない。ただし、今回の提案との平仄やグローバルベースで利用されている中央清算機関の一つである LCH において、現状、SGD クリアリングの取扱可能年限が 10 年まで⁴となっていること、および流動性の観点から、清算集中の年限については、グローバルベースで利用されている中央清算機関の取り扱い可能な年限等を踏まえて適切に設定いただきたい。

以 上

⁴ <https://www.lch.com/services/swapclear/what-we-clear>